

岐阜労働局発表
令和元年12月27日(金)

【担当】

岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
課長 澤田 幹男
地方産業安全専門官 牧野 宏俊
電話 058-245-8103

検査業者に対する業務停止の行政処分について

岐阜労働局(局長 畑 俊一)は、令和元年12月27日、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく検査業者である大垣機工株式会社が実施した特定自主検査について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、6月間の業務停止の行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名 称	大垣機工株式会社
代表者職氏名	代表取締役 南村 哲寛
所在地	岐阜県大垣市神田町1丁目25番地
登録番号	岐第7号

2 処分の内容

令和元年12月28日から令和2年6月27日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた特定自主検査の業務を停止すること。

3 処分を行った日 令和元年12月27日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の 6 第 2 項第 2 号

5 処分の原因となった事実

労働安全衛生法第 54 条の 4 違反

平成 31 年 3 月 14 日、令和元年 7 月 5 日及び同月 23 日の 3 日において実施した計 6 台の車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）の特定自主検査について、検査資格を有する者以外の者に実施させたこと。

関 連 条 文 (要約)

労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)

(検査業者)

第 54 条の 3 第 1 項

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第 54 条の 4

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第 54 条第 6 項第 2 項

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 省略
- 二 第 54 条の 4 の規定に違反したとき
- 三 省略

(定期自主検査)

第 45 条第 1 項、第 2 項

事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第 54 条の 3 第 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。

労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号)

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

第13条第3項

法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

一～八 省略

九 別表第7に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの

(定期的に自主検査を行うべき機械等)

第15条第2項

2 法第45条第2項の政令で定める機械等は、第13条第3項第8号、第9号、第33号及び第34号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。

別表第七 建設機械(第10条、第13条、第20条関係)

一 整地・運搬・積込み用機械

1 ブル・ドーザー

2 モーター・グレーダー

3 トラクター・シヨベル

4 ずり積機

5 スクレーパー

6 スクレープ・ドーザー

7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

二 掘削用機械

1 パワー・シヨベル

2 ドラグ・シヨベル

3 ドラグライン

4 クラムシエル

5 バケツト掘削機

6 トレンチヤー

7 1から6までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

三 基礎工事用機械

1 くい打機

2 くい抜機

3 アース・ドリル

4 リバース・サーキュレーション・ドリル

- 5 せん孔機(チュービングマシンを有するものに限る。)
- 6 アース・オーガー
- 7 ペーパー・ドレン・マシン
- 8 1から7までに掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

四 締固め用機械

- 1 ローラー
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

五 コンクリート打設用機械

- 1 コンクリートポンプ車
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械

六 解体用機械

- 1 ブレーカ
- 2 1に掲げる機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械